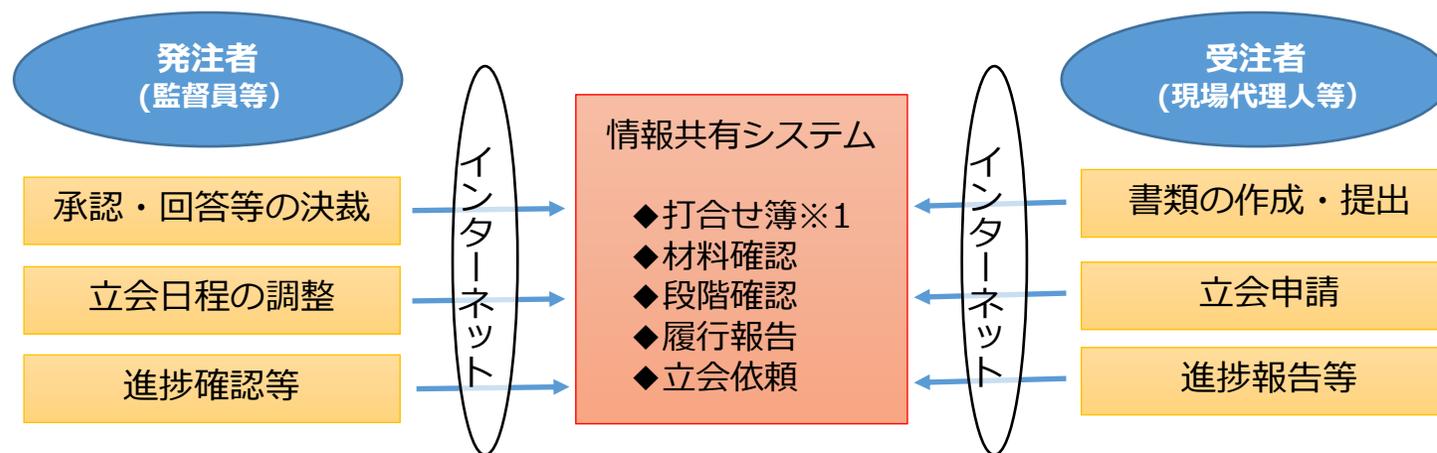


情報共有システム試行対象の拡大について

◆情報共有システムとは

公共工事において、受発注者間で発生する打合せ簿等の工事書類やデータの共有、提出、決裁をインターネットを利用してやり取りするシステム（民間が提供しており、全国に9社ある。）

※国土交通省が情報共有システムのガイドラインを策定している



※1 土木工事以外の工事については「打合せ簿」のみが対象

【期待される効果】

- ① 受発注者間のコミュニケーションの円滑化
- ② 工事書類の処理の迅速化
- ③ 監督検査業務の効率化

【システムの費用】

受注者が、情報共有システム提供者と契約する。
 （1工事につき1～1.5万円/月程度）
 ※システム費用はすでに設計金額に含まれている。

◆試行対象の拡大の概要（令和6年4月～）

項目	対象等	
対 象	～令和6年3月	
	・土木工事 当初設計金額 130万円以上 ・土木工事以外の工事 当初設計金額 5,000万円以上 （建築一式工事については1億円以上）	
	・高松市が発注する建設工事 当初設計金額 130万円以上	
	なお、上記の工事において、受注者が希望する場合	
システム要件	LGWAN-ASPで対応可能なもの（従来通り）	
費用負担	受注者（設計変更の対象としない）（従来通り）	
その他	当該システムを利用した場合、工事成績評価において創意工夫の項目で評価（加点）（従来通り）	

◆導入スケジュール

土木

土木以外

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初設計金額5,000万円以上の工事			
当初設計金額130万円以上の工事			